

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月15日
【会社名】	株式会社武富士
【英訳名】	TAKEFUJI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 清川 昭
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目15番1号
【電話番号】	東京03(3365)8000(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経理部担当兼経理部長 佐藤 重朗
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目15番1号
【電話番号】	東京03(3365)8012(経理部)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経理部担当兼経理部長 佐藤 重朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したことにより金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき平成21年12月14日に臨時報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(2) 当該事象の内容

(訂正前)

当社は、保有する不良債権（営業貸付金及び割賦売掛金の内、お客様の経営再建又は生活支援を図ることを目的として金利の減免等お客様に有利となる取決めを行った貸付金）の一部（帳簿価額380億92百万円、内貸倒引当金計上額147億85百万円）を、当社と資本関係及び人的関係の存在しないK a w a 1 合同会社（所在地：東京都港区南麻布二丁目12番3号。なお、「武富士トラスト合同会社」に商号変更する予定です。以下、「譲渡先」といいます。）に対して、譲渡価額145億円にて譲渡することを決議し、同日付にて債権譲渡契約を締結しました。

なお、譲渡後の対象債権に係る管理回収業務は、当社と譲渡先との間で締結した委任契約に基づき当社が実施することになっており、対象債権の回収業務に係る債務（以下、「対象債務」といいます。）の履行の担保を目的として、譲渡実行予定日（平成21年12月14日）付で、前記譲渡代金の内25億円を譲受人に対して預託します。所定の事由が生じた場合を除き、同預託金は、対象債務相当額（もしあれば）控除後、平成22年1月以降同年12月まで毎月1回、分割して、当社に対し返還される予定です。

(訂正後)

当社は、保有する条件緩和債権（営業貸付金及び割賦売掛金の内、お客様の経営再建又は生活支援を図ることを目的として金利の減免等お客様に有利となる取決めを行った貸付金）の一部（帳簿価額380億92百万円、内貸倒引当金計上額147億85百万円）を、当社と資本関係及び人的関係の存在しないK a w a 1 合同会社（所在地：東京都港区南麻布二丁目12番3号。なお、「武富士トラスト合同会社」に商号変更する予定です。以下、「譲渡先」といいます。）に対して、譲渡価額145億円にて譲渡することを決議し、同日付にて債権譲渡契約を締結しました。

なお、譲渡後の対象債権に係る管理回収業務は、当社と譲渡先との間で締結した委任契約に基づき当社が実施することになっており、対象債権の回収業務に係る債務（以下、「対象債務」といいます。）の履行の担保を目的として、譲渡実行予定日（平成21年12月14日）付で、別途25億円を譲受人に対して預託します。所定の事由が生じた場合を除き、平成22年1月以降同年12月まで毎月1回、分割して、当社に対し返還される予定です。

以上